平成２２年（フ）第８２５号
大阪府泉大津市東港町11番25―109号
債務者　奥村　純司
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８３５号
大阪府泉佐野市南中樫井700番地の１―304
債務者　苑田　房宏
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８３９号
大阪府岸和田市大町394番地の12、前住所大阪府岸和田市加守町４丁目31番21―911号
債務者　増田　博司
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８４０号
大阪府和泉市はつが野１丁目６番５号
債務者　倉永　晴奈
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８４１号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番12―407号
債務者　宮地　辰夫
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８４３号
大阪府岸和田市土生町2088番地の２エクセル岸和田602号
債務者　阪本　育志
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８４６号
大阪府岸和田市作才町186番地希宗マンション105号
債務者　川端外装こと　川端　建男
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８４７号
大阪府岸和田市作才町186番地希宗マンション105号
債務者　川端千恵子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８５１号
大阪府和泉市光明台３丁目１番１―403号
債務者　湊　　佑介
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８５４号
大阪府貝塚市森824番地３棟701号
債務者　川内　兼春
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８５５号
大阪府岸和田市土生町２丁目26番30号
債務者　椎野しげみ
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８５６号
大阪府和泉市鶴山台３丁目９番28―201号
債務者　田井　常雄
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８５８号
大阪府貝塚市三ツ松1215番地11棟204号
債務者　野口　英和
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８５９号
大阪府泉南市信達市場116番地の122
債務者　都築真由美
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８６０号
大阪府阪南市光陽台１丁目16番30号２―204号
債務者　里村　敬三
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８６６号
大阪府和泉市黒鳥町１丁目５番11号エクセレート府中Ｂ棟101
債務者　吉川　文生
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３４９号
香川県高松市国分寺町新居3311番地２
債務者　坂上レティシア
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３６１号
香川県さぬき市志度2247番地
債務者　嶋谷千代美
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係